

令和5年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年3月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター研修室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	24番 櫻木 朝喜	27番 日野 裕子
34番 平田 美津子	35番 高良 悟	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について
- ・議案第 9号 下限面積の特例（別段の面積）の廃止について
- ・議案第10号 朝倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田勝久
事務吏員 渡辺 晃
事務吏員 川波 貴敬
事務吏員 岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴山 利夫

(開会 14:00)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和5年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。
- それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。
- 会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に5番武井委員、6番小島委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
11ページまで61件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から61番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
- 12ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課。
- 農業振興課 (柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。
- 本件について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
- 15ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）

について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の6番小島委員、22番永露委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の5番武井委員、21番内田委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。

審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

17ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(川波) 朗読をもって説明。22ページまで15件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長

6番小島委員。

- 6番 (小島委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人は相続した農地の作業、管理ができないためです。なお、新規就農ということなので、3月2日に三役と事務局で面談を行いました。年齢が76歳ということもあり不安な面もありますが就農の意思確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
- 5番挙手
- 議長 5番武井委員。
- 5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
- 14番挙手
- 議長 14番坂田委員。
- 14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小及び相続したが農家でないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は近くに農地を所有して

おり一体的に営農するため、譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次の、審議番号5番及び6番は関連がありますので、一括審議とします。
それでは、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手

議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号5番及び6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人及び譲渡人共にあっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番及び6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番及び6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番及び6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手

議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番挙手

議 長 13番中嶋委員。
13番 (中嶋委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次の審議番号 9 番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。
19 番挙手
議 長 19 番樋口委員。
19 番 (樋口委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は労力不足です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。11 番鳥巢委員。
11 番挙手
議 長 11 番鳥巢委員。
11 番 (鳥巢委員) 審議番号 10 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。
議 長 審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。
次に、審議番号 11 番について、担当委員の説明を求めます。11 番鳥巢委員。
11 番挙手
議 長 11 番鳥巢委員。
11 番 (鳥巢委員) 審議番号 11 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人及び譲渡人共に平成 21 年に 3 条許可を得ていたが、名義変更をしないまま譲受人及び譲渡人共に死亡したため、相続人が再度申請するものです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。
議 長 審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号 1 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。
審議番号 1 2 番は譲受人について農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項に該当し、1 5
番永井委員が関係しますので、審議が終わるまで 1 5 番永井委員は退室をお願いします。
(1 5 番永井委員退室)
次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。2 4 番櫻木推進委員。
2 4 番挙手
議 長 2 4 番櫻木推進委員。
2 4 番 (櫻木推進委員) 審議番号 1 2 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地について
は、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人
は規模縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。
審議が終わりましたので、1 5 番永井委員の入室をお願いします。
(1 5 番永井委員入室)
議 長 次に、審議番号 1 3 番について、担当委員の説明を求めます。1 0 番長野委員。
1 0 番挙手
議 長 1 0 番長野委員。
1 0 番 (長野委員) 審議番号 1 3 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地について
は、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人
は相手方の要望です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」)
議 長 審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号 1 4 番について、担当委員の説明を求めます。1 8 番林委員。
1 8 番挙手
議 長 1 8 番林委員。
1 8 番 (林委員) 審議番号 1 4 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地について
は、議案書記載のとおりです。契約は贈与及び売買。権利移転の理由は、譲受人は親からの
贈与及び規模拡大、譲渡人は子への贈与及び遠方在住で管理できないためです。農地法第 3
条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」)

- 議 長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
 16番 16番挙手
- 議 長 16番畑委員。
 16番 (畑委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません」。)
- 議 長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。
- 議 長 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
- 15時33分まで休憩します。
 15時3分休憩
 15時33分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
 23ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
 事務局 事務局 挙手
- 議 長 事務局。
 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。4件ございます。
 審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は宅地分譲4区画の整備です。変更の理由は〇〇〇氏が住宅を建設しないまま亡くなり、相続人は筑紫野市在住で申請地を活用する予定がないため、不動産業者により宅地分譲されるもの。なお、前回の農地法5条許可は昭和63年11月28日となっています。参考事項といたしまして、一体開発する宅地273.17㎡、これは議案第6号審議番号2番と関連しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします
 次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局（渡辺）審議番号2番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は地上げする土の搬入が当初の計画より遅れたため、一時転用期間の延長を申請するもの。農地改良の一時転用許可を受けていた〇〇〇〇氏が昨年死亡し、相続人が農地改良を継承するものです。なお、前回の農地法4条許可は令和3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更前の一時転用期間は、令和3年7月30日から令和5年4月30日までですが、変更後の一時転用期間は令和3年7月30日から令和6年7月29日までとなっています。なお、審議番号3番及び4番と関連しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局（渡辺）審議番号3番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は地上げする土の搬入が当初の計画より遅れたため、一時転用期間の延長を申請するものです。なお、前回の農地法4条許可は令和3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更前の一時転用期間は、令和3年7月30日から令和5年4月30日までですが、変更後の一時転用期間は令和3年7月30日から令和6年7月29日までとなっています。なお、審議番号2番及び4番と関連しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局（渡辺）審議番号4番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は地上げする土の搬入が当初の計画より遅れたため、一時転用期間の延長を申請するものです。なお、前回の農地法4条許可は令和3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更前の一時転用期間は、令和3年7月30日から令和5年4月30日までですが、変更後の一時転用期間は令和3年7月30日から令和6年7月29日までとなっています。なお、審議番号2番及び3番と関連しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします

25ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長
14番

14番坂田委員。

(坂田委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、物置の設置及び駐車場の整備。転用の理由は国道322号の拡張により農家住宅の一部が収容されるため、道向かいに物置及び駐車場を整備するものです。参考事項といたしまして、物置1棟8.47㎡、カーポート30㎡2棟、露天駐車場台数3台です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません」。)

審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長
全委員

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

26ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。27ページまで6件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議長
5番

5番武井委員。

(武井委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的はドローン練習場の整備、理由は、少子化で自動車免許取得者が減少し、事業多角化の一環でドローン練習場の整備を行うもの。参考事項といたしまして、一体開発する宅地479㎡。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲4区画の整備、理由は、申請地周辺は住環境が良く、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、一体開発する宅地273.17㎡、議案第4号審議番号1番と関連します。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません」。)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲7区画の整備、理由は、申請地周辺は住環境が良く、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません」。)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議 長 13番中嶋委員。

13番

(中嶋委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟133.73㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で

処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員

8番挙手。

議 長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び露天駐車場の整備、理由は、屋根瓦工事業を営んでおり、資材置場と駐車場が狭いため整備するものもの。参考事項といたしまして、駐車場台数3台。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議 長

4番中嶋委員。

4番

(末石委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は敷地拡張、合併処理浄化槽設置のため、理由は、自宅の建て替えにあたり敷地が不足するため、父の土地を借りて合併処理浄化槽を設置するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟124.21㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません」。)

議 長

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

28ページをお開きください。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局 (岩切) 審議番号1番から2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から4番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。
30ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手

議長 5番武井委員。
5番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第2種農地、自宅の隣接地であり20年以上前から宅地課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。
2番挙手

議長 2番森部委員。
2番 (森部委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第1種農地、集落接続、自宅の隣接地であり20年以上前から宅地課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
- 議 長 31ページをお開きください。次に、議案第9号「下限面積の特例（別段の面積）の廃止について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
- 本件について、質問や意見はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、本件は承認いたします
- 32ページをお開きください。次に、議案第10号「朝倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
- 本件について、質問や意見はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、本件は承認いたします

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 16:04）